

『義務教育無償の原則』

※ 日本国憲法 第3章 国民の権利及び義務

第26条 教育を受ける権利、教育を受けさせる義務

- (1) 「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」
- (2) 「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」

※ 教育基本法 第1章 教育の目的及び理念

第4条 教育の機会均等

- (1) 「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」
- (2) 「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」
- (3) 「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」

※ 教育基本法 第2章 教育の実施に関する基本

第5条 義務教育

- (1) 「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。」
- (2) 「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」
- (3) 「国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。」
- (4) 「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。」

※ 学校教育法 第1章 総則

第6条 授業料

「学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。」